平成十七年度	○・一〇五
平成十八年度	○・〇八六
平成十九年度	○・〇七〇
平成二十年度	○・〇五五
平成二十一年度	○・〇四三
平成二十二年度	○・〇三〇
平成二十三年度	○・〇二一
平成二十四年度	○・〇一四
平成二十五年度	○・〇〇八
平成二十六年度	○・〇〇四
平成二十七年度	○・〇〇三
平成二十八年度	○・〇〇二
平成二十九年度	○・〇〇一

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第五十八号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の規定に基づき、年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第一号イからハまでに掲げる数の算定方法） **第一条**　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（次条において「令」という。）第一号に規定する同号イからハまでに掲げる数は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号。次条において「法」という。）第五条、第十二条、第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求が行われた数を算定するものとする。 （令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給資格者の数の算定方法） **第二条**　令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給資格者の数の算定方法は、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、当該者に係る法第三十九条の規定による情報の提供が行われた数を算定するものとする。	（令第一号イからハまでに掲げる数の算定方法） **第一条**　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（次条において「令」という。）第一号に規定する同号イからハまでに掲げる数は、前年度の二月一日から当該年度の一月三十一日までの間に、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号。次条において「法」という。）第五条、第十二条、第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求が行われた数を算定するものとする。 （令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給資格者の数の算定方法） **第二条**　令第二号に規定する年金生活者支援給付金受給資格者の数の算定方法は、前年度の二月一日から当該年度の一月三十一日までの間に、当該者に係る法第三十九条の規定による情報の提供が行われた数を算定するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行し、令和二年度分の事務費交付金から適用する。

（経過措置）

2　令和二年度における、第一条及び第二条の適用については、第一条及び第二条中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「令和二年度の二月一日から十二月三十一日まで」とする。

平成十七年度	○・一〇三
平成十八年度	○・〇八五
平成十九年度	○・〇六九
平成二十年度	○・〇五四
平成二十一年度	○・〇四二
平成二十二年度	○・〇二九
平成二十三年度	○・〇二〇
平成二十四年度	○・〇一三
平成二十五年度	○・〇〇七
平成二十六年度	○・〇〇三
平成二十七年度	○・〇〇二
平成二十八年度	○・〇〇一
（新設）	（新設）